

親の認定:組合員(あなた)と同居で、被扶養者に収入がある場合。他の扶養義務者がいる場合

被扶養者 1 人につき 1 枚必要です。

扶 養 の 申 立 書

1.被扶養者の氏名等	氏 名	性 別	生 年 月 日	続 柄	配偶者の有無	住居区分	*国内居住要件
	共済 文子	男 女	S・H・R ○○ 年 ○○ 月 ○ 日 (○○歳)	実母	有 無	同居 別居*	例外該当 → 4 へ
2.被扶養者の収入状況等 ※該当事項全てにチェック印してください。	☐ 無職無収入です。 ☐ 収入は、給与収入のみです。 → 年間収入が算定可能な労働条件通知書はありますか ☐ ある (年間収入が算定可能) ☐ なし 又は年間収入が算定不可 ☒ 公的年金収入 (遺族・障害年金含む) が、年間 780,000 円です。 → その他の収入はありますか ☒ ある ☐ なし ☐ 雇用保険にかかる申立書 (裏面) のとおりです。 ☐ 雇用保険による収入が、月額 円です。 ☐ 事業・農業・資産等の収入が、年額 円です。 ☒ パート・アルバイト等による収入が、 月額 50,000 円×12 月÷年間推計収入額 600,000 円です。 ☐ 別居のため、送金をしています。 月額 円×12 月÷年間推計送金額 円です。 ※組合員の年送金額等は、被扶養者の世帯年間収入額と年送金額の合計の 3 分の 1 以上必要です。 ☐ 被扶養者 現況申立書 (海外在住) のとおりです。 ☒ 個人年金、利子・配当収入、謝金、手当金、給付金、その他 () の収入が、月額 円 年間 200,000 円 で す。						
※ 3.扶養義務者の状況 ☒ 有 (右記のとおり) ☐ 無 組合員の年間収入額 (500万 円)	氏 名	続 柄	年 齢	同居・別居の 区 別	職 業	年 間 収 入 額	
	○○ ○○	夫	○○	同居	無職	180 万 円	
	○○ ○○	子	○○	別居	会社員	300 万 円	
4.組合員が扶養(生計を維持)しなければならない <u>具体的な理由 (必須)</u>	被扶養者(文子)に夫、組合員であるあなた以外の子(=あなたの兄弟姉妹)がいる場合、氏名、文子からみた続柄、その夫や子が文子と同居か別居等を記入 上記の収入のみであり、他の扶養義務者である父も年金収入のみで扶養することができないため私が扶養している。 など						
5.被扶養者の前加入健康保険名	健康保険名 ○○○○健康保険組合 (☐ 本人 ・ ☒ 家族の扶養)						

※ 扶養義務者とは、配偶者、父母、兄弟姉妹等をいう。ただし、被扶養者等申告書に記入している者及び既に認定している者は除く。

夫婦共同扶養で協議が必要となった際は、組合員及び配偶者の年間収入に係る公的な書類を提出していただく場合があります。

労働条件通知書等により年間収入が判定できない場合には、給与明細書、課税 (非課税) 証明書等を提出いただきます。

(注) □欄には、該当事項に必ずチェック印してください。

上記のとおり、認定をさせていただきます。 申立てます。

なお、被扶養者に認定される場合は、被扶養者 (組合員の配偶者を除く) である場合は 150 万円、障害年金受給相当の障害を有する者又は 60 歳以上の者である場合は 180 万円】以上の恒常的収入 (退職手当のような一時的な収入は含まれません) が必要となります。又は扶養の事実がなくなった場合には、遅滞なく届け出ることを要します。

と、
【事実と異なる申告をしていた場合は、遡って扶養から外す場合があることを了承します。
【雇用条件の変更がある場合には遅延なく申告します。

と、
【事実と異なる申告をしていた場合は、遡って扶養から外す場合があることを了承します。
【雇用条件の変更がある場合には遅延なく申告します。

令和○○年○○月○○日

文部科学省共済組合 島根大学支部長 殿

組合員氏名

共済 太郎

※退職されて間もない場合は「雇用保険にかかる申立書」へ記載してください。
学生の方や長期間就業しておらず雇用保険受給資格のない方は記載不要です。
※雇用保険を日額 3,612 円(60 歳以上は 5,000 円)以上受給している期間は、被扶養者として認定できません。

雇用保険にかかる申立書

私が扶養する 共済 文子 は、

(続柄: 実母、 生年月日 S〇〇年 〇〇月 〇〇日)

別添のとおり、令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日付けで退職しました。

雇用保険法に基づく失業等給付について、下記のとおり申し立てます。

記

- いずれか一つに〇をしてください
1. 雇用保険の被保険者となっていないため、受給資格がありません。
 2. 受給手続きを行っていないため、今後も受給しません。
 3. 別添の「雇用保険受給資格者証」の写しのとおり、現在受給手続き中のため、待機期間満了後、受給開始したことを速やかに申し出ます。
 4. 受給手続きを行っていませんが、今後手続きする予定です。その際には速やかに申し出ます。
 5. すでに受給を終了しています。(令和〇年〇〇月〇〇日受給終了)

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

文部科学省共済組合 島根大学支部長 殿

申立者 所属 〇〇〇〇〇

氏名 共済 太郎

※受付
対面・学内便・郵便・電子

親の認定:組合員(あなた)と同居で、被扶養者に収入がない場合。他の扶養義務者がいない場合

被扶養者 1 人につき 1 枚必要です。

扶養の申立書

	氏名	性別	生年月日	続柄	配偶者の有無	住居区分	*国内居住要件
1.被扶養者の氏名等	共済 文子	男 女	S・H・R ○○年 ○○月 ○日(○○歳)	実母	有 無	同居 別居*	例外該当 → 4へ
2.被扶養者の収入状況等	☒ 無職無収入です。 ☐ 収入は、給与収入のみです。 → 年間収入が算定可能な労働条件通知書はありますか ☐ ある（年間収入が） ☐ なし 又は年間収入が ☐ 公的年金収入（遺族・障害年金含む）が、年間 円です。 → その他の収入はありますか ☐ ある ☐ なし ☐ 雇用保険にかかる申立書（裏面）のとおりです。 ☐ 雇用保険による収入が、月額 円です。 ☐ 事業・農業・資産等の収入が、年額 円です。 ☐ パート・アルバイト等による収入が、 月額 円×12月÷年間推計収入額 円です。 ☐ 別居のため、送金をしています。 月額 円×12月÷年間推計送金額 円です。 ※組合員の年送金額等は、被扶養者の世帯年間収入額と年送金額の合計の3分の1以上必要です。 ☐ 被扶養者 現況申立書（海外在住）のとおりです。 ☐ 個人年金、利子・配当収入、謝金、手当金、給付金、その他（ ） の収入が、月額 円 年間 円 です。						
※ 3.扶養義務者の状況	氏名	続柄	年齢	同居・別居の区別	職業	年間収入額	
☐ 有（右記のとおり） ☒ 無							円
組合員の年間収入額（円）							円
							円
4.組合員が扶養(生計を維持)しなければならない具体的な理由(必須)	*国内居住要件の例外【①外国に留学 ・②海外赴任に同行 ・③就労以外の一時的渡航（観光・保養・ボランティア等）・④その他（ ）】該当のため（ ）を添付します。 無職無収入のため、私が扶養しています。 被扶養者(実母)は配偶者(実父)とは、離別しており、私以外に子はいません。 など						
5.被扶養者の前加入健康保険名	健康保険名 ○○○○健康保険組合 （ ☐ 本人 ・ ☒ 家族の扶養）						

※ 扶養義務者とは、配偶者、父母、兄弟姉妹等をいう。ただし、被扶養者等申告書に記入している者及び既に認定している者は除く。

夫婦共同扶養で協議が必要となった際は、組合員及び配偶者の年間収入に係る公的な書類を提出していただく場合があります。

労働条件通知書等により年間収入が判定できない場合には、給与明細書、課税（非課税）証明書等を提出いただきます。

(注) □欄には、該当事項に必ずチェック印してください。

上記のとおり、認定を受けようとするものは、主として私の収入により生計を維持していることを申し立てます。

なお、被扶養者に認定障
く)である場合は 150 万円
(退職手当のような一時的な収入は含まれません。)が生じた場合、又は扶養の事実がなくなった場合には、延滞なく届け出るこ
とを併せて申し立てます。

内容をご確認のうえ、組合員氏名欄へご署名ください。

- ☒ 事実と異なる申告をしていた場合は、遡って扶養から外す場合があることを了承します。
- ☒ 雇用条件の変更がある場合には遅延なく申告します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学省共済組合 島根大学支部長 殿

組合員氏名

共済 太郎

※退職されて間もない場合は「雇用保険にかかる申立書」へ記載してください。
学生の方や長期間就業しておらず雇用保険受給資格のない方は記載不要です。
※雇用保険を日額 3,612 円(60 歳以上は 5,000 円)以上受給している期間は、被扶養者として認定できません。

雇用保険にかかる申立書

私が扶養する 共済 文子 は、

(続柄: 実母、生年月日 S〇〇年 〇〇月 〇〇日)

別添のとおり、令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 付けで退職しました。

雇用保険法に基づく失業等給付について、下記のとおり申し立てます。

記

- いずれか一つに〇をしてください
1. 雇用保険の被保険者となっていないため、受給資格がありません。
 2. 受給手続きを行っていないため、今後も受給しません。
 3. 別添の「雇用保険受給資格者証」の写しのとおり、現在受給手続き中のため、待機期間満了後、受給開始したことを速やかに申し出ます。
 4. 受給手続きを行っていませんが、今後手続きする予定です。その際には速やかに申し出ます。
 5. すでに受給を終了しています。(令和〇年〇〇月〇〇日受給終了)

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

文部科学省共済組合 島根大学支部長 殿

申立者 所属 〇〇〇〇〇

氏名 共済 太郎

※受付
対面・学内便・郵便・電子